

国立国語研究所公印規程

平成21年10月1日

国語研規程第31号

改正 平成22年3月29日

(趣旨)

第1条 国立国語研究所で使用する公印については、人間文化研究機構公印規程（以下「機構規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の作成，改刻及び廃止)

第2条 公印を作成，改刻又は廃止しようとする場合は，所長の決裁を受けなければならない。

(公印の種類及び寸法)

第3条 公印の種類及び寸法は，別表のとおりとする。

(公印管守責任者及び公印管守担当者)

第4条 機構規程第9条第1項の公印管守責任者は，管理部総務課長とする。

2 機構規程第10条第2項の公印管守担当者は，管理部総務課総務・企画係長とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は管理部長が別に定める。

附 則

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成22年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

公 印 の 種 類	寸 法 (ミリメートル平方)
国立国語研究所印	30
国立国語研究所長印	30
国立国語研究所運営会議議長印	23
国立国語研究所管理部長印	23
国立国語研究所課長印	20
国立国語研究所センター長印	20
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長印〔認印〕	25

